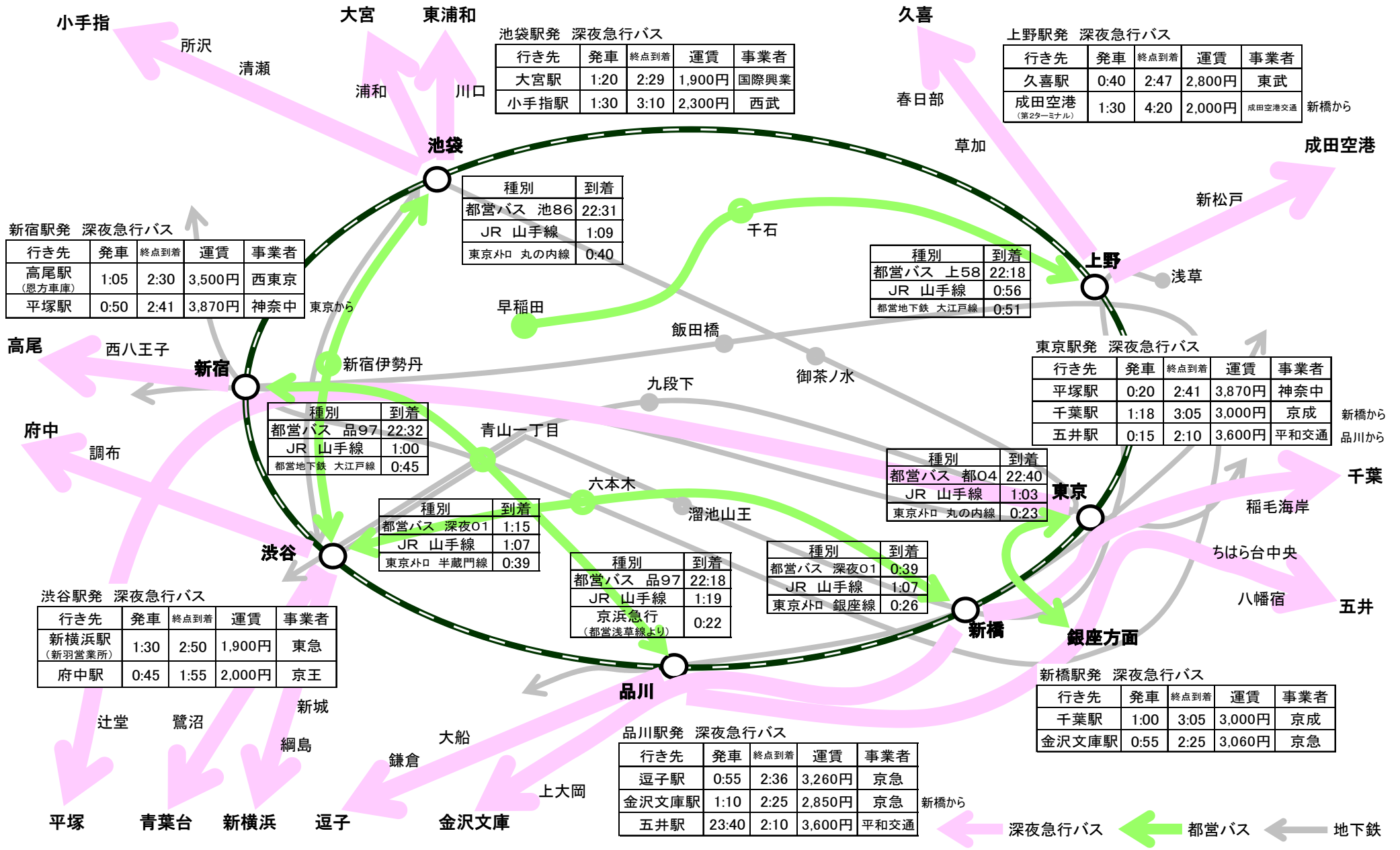


# 国家戦略特区(仮称)について

平成25年5月22日  
東京都知事 猪瀬直樹

# 1. 深夜急行バスと都営バス等とのネットワーク

東京都知事猪瀬直樹  
提出資料



# 2. 山手線主要ターミナル等からの羽田空港発着状況

東京都知事猪瀬直樹  
提出資料

【バス（東京空港交通）】

方面	始終車	池袋	羽田空港
羽田空港	始発	4:25 発→	5:25 着
	終発	22:15 発→	23:00 着
池袋	始発	7:00 着←	6:15 発
	終発	0:55 着←	0:00 発

【バス（東京空港交通）】

方面	始終車	新宿	羽田空港
羽田空港	始発	4:45 発→	5:15 着
	終発	23:00 発→	23:35 着
新宿	始発	6:20 着←	5:45 発
	終発	0:35 着←	0:00 発

【バス（東京空港交通、東急）】

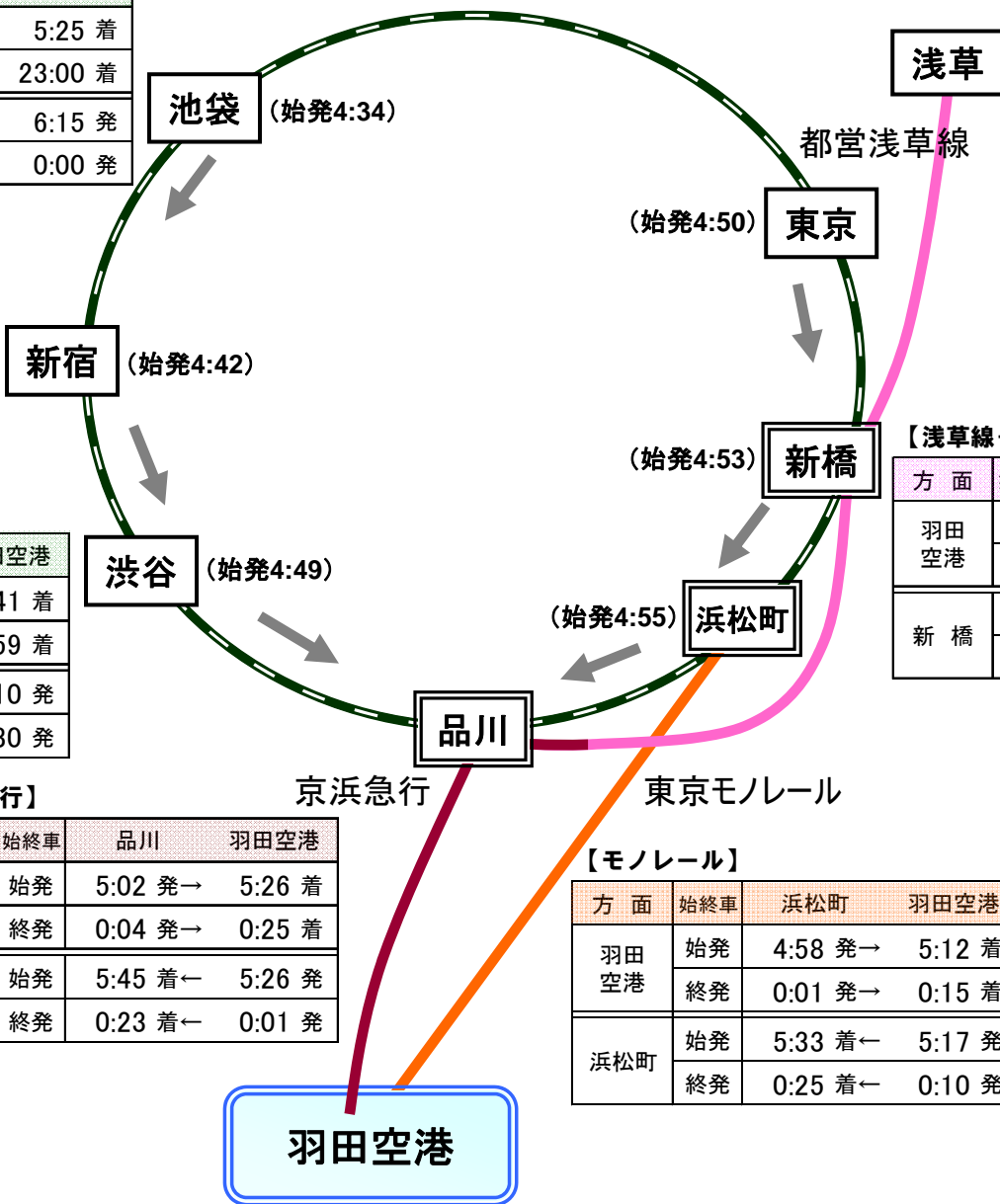
方面	始終車	渋谷	羽田空港
羽田空港	始発	5:50 発→	6:41 着
	終発	21:15 発→	21:59 着
渋谷	始発	7:00 着←	6:10 発
	終発	1:26 着←	0:30 発

【京浜急行】

方面	始終車	品川	羽田空港
羽田空港	始発	5:02 発→	5:26 着
	終発	0:04 発→	0:25 着
品川	始発	5:45 着←	5:26 発
	終発	0:23 着←	0:01 発

【モノレール】

方面	始終車	浜松町	羽田空港
羽田空港	始発	4:58 発→	5:12 着
	終発	0:01 発→	0:15 着
浜松町	始発	5:33 着←	5:17 発
	終発	0:25 着←	0:10 発



【浅草線+京浜急行】

方面	始終車	浅草	羽田空港
羽田空港	始発	5:03 発→	5:39 着
	終発	23:37 発→	0:25 着
浅草	始発	6:08 着←	5:26 発
	終発	0:23 着←	23:42 発

【浅草線+京浜急行】

方面	始終車	新橋	羽田空港
羽田空港	始発	5:16 発→	5:39 着
	終発	23:41 発→	0:11 着
新橋	始発	5:45 着←	5:17 発
	終発	0:36 着←	0:01 発

羽田空港

### 3. 外国企業誘致による日本経済再生に向けた特区のバージョンアップについて

東京都知事猪瀬直樹  
提出資料

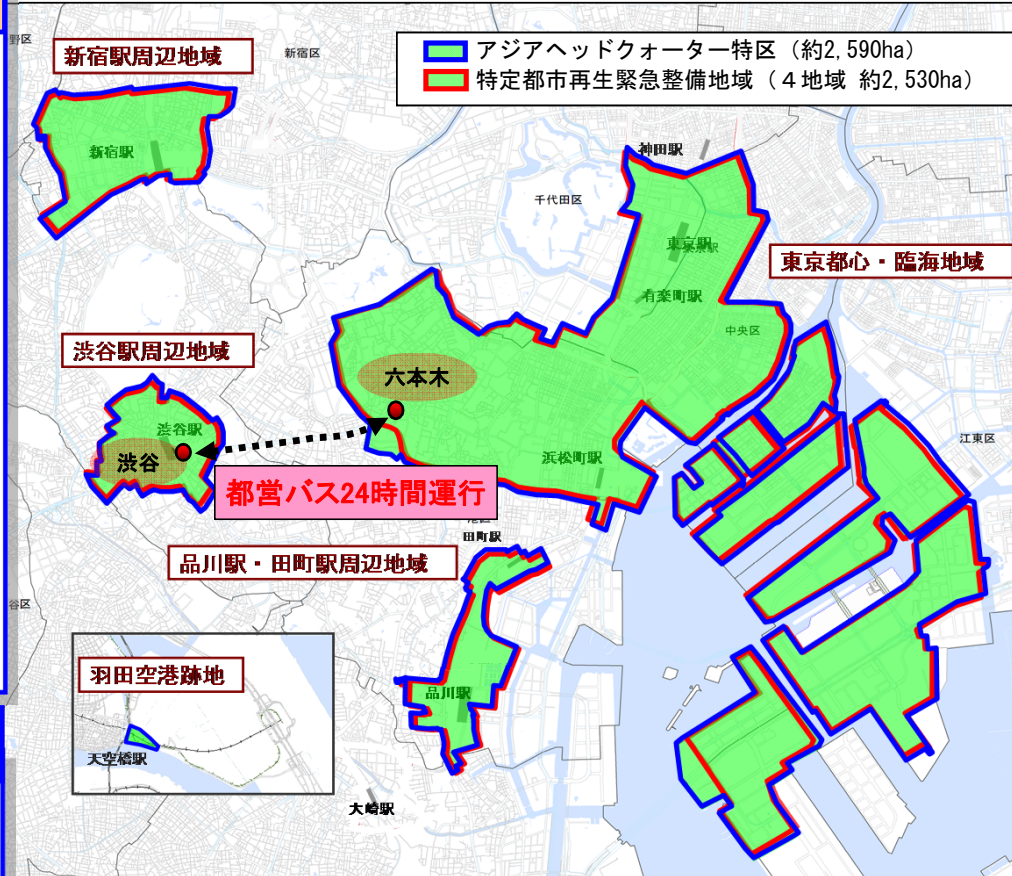
## アベノミクスの3本目の矢として、特区の抜本的なバージョンアップが不可欠

#### ビジネスコストの低減

- ◆誘致対象外国企業に対する法人税実効税率の更なる低減
  - ・ 国への要求
  - ・ 特区指定前 **40.7%**
  - ↓
  - ・ 総合特区税制+法人事業税全額免除 **26.9%**
  - ↓
  - ・ さらに低減 **20.2%目標**
- cf シカゴ17.0%、香港16.5%  
ソウル24.2%、上海25.0%
- ◆税制措置に必要な要件の緩和
  - ・ 法人の業務制限の緩和
  - ・ 法人の所在地制限の緩和 など
- ◆誘致外国企業に対するオフィスの提供等支援の充実

#### 外国人向け医療の充実

- ◆JCI認証の取得支援  
(米国保険会社からの信用力向上)  
現状：都内2病院⇒まず**10病院**
- ◆外国人対応救急隊の充実  
現状：英語対応可能な救急隊員192名(うち救急救命士60名)  
⇒海外研修の実施等により、英語対応力向上
- ◆特区エリア内に外国語が通じる病院を誘致  
都市再生特区を活用して誘導



#### 公共交通の国際水準化

- ◆地下鉄の一元化の実現
  - ・ 国への要求
- ◆民間開発に合わせた、都市再生特区を駅空間の高質化  
都市再生特区を活用して誘導
- ◆特区エリア内都営バスの24時間化  
(六本木～渋谷間を年内に) 試行的に実施

#### 24時間・365日、ビジネス

- ◆事業継続を図る、自立分散型エネルギーの確保  
都市再生特区を活用して誘導
- ◆帰宅困難者対策施設の確保
- ◆新電力の育成による電源供給の多元化
  - ①ファンドによる新電力の発電事業支援
  - ②新電力シェア30%を目指した政策展開
  - ・ 国への要求
- ◆ビジネスの利便性向上
- ◆入国に係る規制の緩和
- ◆法人設立に係る申請書類等の英語対応 など  
国への要求

#### 外国人子弟の教育環境の充実

- ◆特区エリア内にインターナショナルスクールを誘致
- ◆海外トップスクールの誘致を支援  
国への要求

# 4. ビジネスコストの低減

東京都知事猪瀬直樹  
提出資料

◆誘致対象外国企業に対する法人税実効税率の更なる低減 国への要求

**<特区指定前>**  
H23年度  
**40.7%**

**<復興増税終了後>**  
H27.4.1以降  
**26.9%**

バージョンアップ案  
所得20%控除 ⇒ 40%

**<復興増税終了後>**  
H27.4.1以降  
**20.2%**

アジア諸都市	シンガポール	香港	上海	ソウル
法人税	<b>17.0%</b>	<b>16.5%</b>	<b>25.0%</b>	<b>24.2%</b>

◆税制措置に必要な要件の緩和 国への要求

- ・法人の業務制限の緩和
- ・法人の所在地制限の緩和 など

**【法人業務制限の緩和】**

統括業務のみ可

営業業務等不可

×

↓

統括業務および  
営業業務等も可

○

**【法人所在地制限の緩和】**

<エリア内>

●統括拠点

<エリア外>

●事業所

×

↓

●統括拠点

●事業所

○

**【規制緩和措置活用要件の緩和】**

- ・法令改正以上の規制の特例措置を活用することが税制措置の適用要件

↓

- ・通知・通達レベルの改正を活用する場合でも可とする

## 5-1. 【アジアヘッドクォーター特区の経緯と取組状況】

平成 23 年 12 月 国際戦略総合特別区域に指定

平成 24 年 4 月～7 月 規制緩和協議①

- ・ ビジネスジェット ⇒ 駐機日数の緩和実現
- ・ 海上運送法の特例 ⇒ 26 年度運行開始見込み
- ・ 入国・再入国審査の緩和 ⇒ 継続協議
- ・ 外国人医師 ⇒ 継続協議

平成 24 年 7 月 「アジアヘッドクォーター特区」特別区域計画認定

海外見本市への参加等、誘致活動開始

平成 24 年 10 月 「ビジネスコンシェルジュ東京」開設（新丸の内ビルディング 10F）

規制緩和協議② ・ 国有地処分条件の緩和

平成 25 年 3 月～ 規制緩和協議③ ・ 特区法人実効税率の引下げ  
・ 特区税制措置の要件緩和 など

平成 25 年 4 月 指定外国法人への税の減免措置開始

「アジアヘッドクォーター特区拠点設立補助金」の募集開始

平成 25 年 5 月 特区「高付加価値拠点等設立促進セミナー」開催

## 5-2. 【規制緩和の進捗状況】

### (1) ビジネスジェット 一部実現

- ・ ビジネスジェットの羽田空港における駐機可能日数を7日から10日に延長する規制緩和は実現
- ・ ビジネスジェット利用者の入国に係る CIQ 手続（税関：Customs、出入国管理：Immigration、検疫：Quarantine）を、通常の旅行者とは別の専用動線で実施すべく、羽田空港の再拡張工事の動向を見据えながら、国との協議を進めている。

（成田空港では 2012 年 3 月に専用動線が供用開始）

#### 過去5年間の羽田・成田のビジネスジェット運航の推移（国交省統計）

	2008	2009	2010	2011	2012
羽田空港 (国際運航)	1,375 (310)	931 (259)	1,069 (470)	1,989 (1,232)	1,792 (1,171)
成田空港 (国際運航)	1,346 (1,043)	1,265 (991)	1,559 (1,265)	578 (448)	686 (493)

(2) M I C E開催時の海上運送 実現

- ・ 船での旅客運送は、隅田川を運行している水上バスのように時刻表に従って運行される定期航路事業と、イベント等の際に不定期に運航される不定期航路事業の2つ
- ・ 海上運送法では、不定期航路事業者については、同じ船着場から出発し、戻ってくる運航だけが認められている。
- ・ 国との規制緩和協議により、羽田空港と臨海副都心のM I C E会場（東京ビッグサイト）との間の片道運航が可能となった。
- ・ 本規制緩和に関する法改正は、今年度の通常国会で審議され、改正法施行後、総合特区の変更手続などを経た上で、平成26年度にも運航可能となる見込み



(3) 入国・再入国審査の緩和 協議中

- ・ 都が認定した外国企業に従事する外国人が、日本へ入国する場合における在留資格審査の迅速化及び提出書類の簡素化についての規制緩和
- ・ 審査の迅速化とは、通常 1 か月～ 3 か月かかる審査期間を都が認定した外国企業に従事する外国人については、10 日に短縮するもの
- ・ 書類の簡素化とは、同一企業で 2 人目の外国人からは、個人に関する書類のみの提出とし、企業に関する書類を省略するもの
- ・ 現在法務省と協議中

(4) 外国人医師 協議中

**外国人医師による医療行為**

- ・ 日本の医療免許を有していない外国人医師による日本での医療行為は原則禁止（自国の医師免許を有していることが条件になっているのは諸外国も同様）

**特例的な医師国家試験**

- ・ 例外的に相互互換制度として、イギリス、フランス等一部の国の医師については特例的な英語による国家試験に合格すれば、病院を限定し、母国人に限り診療可能な制度がある（把握できる実績なし）  
⇒母国人に限定されているため、活用のニーズが病院側でない。

**臨床修練制度**

- ・ 「外国医師等が行う臨床修練に係る医師法第 17 条等の特例等に関する法律」により、外国医師が厚生労働大臣の指定する病院において、臨床修練指導医の実地の指導監督の下に医業を行うことができる。
- ・ 外国医師は、医師資格取得後 3 年以上の実務経験等の要件を満たした上で、厚生労働大臣の許可を受け、2 年以内の期間、臨床修練を行うことができる。

※許可実績：H23 年度 69 件

### 5-3. 【アジアヘッドクォーター特区拠点設立補助金】

#### ◆ 対象

アジアヘッドクォーター特区内に業務統括拠点又は研究開発拠点を設立し、代表者のほかに従業者を3人以上雇用する外国企業

#### ◆ 補助対象経費

在留資格取得経費（在留資格認定証明書交付代行経費）

拠点設立及び各種届出経費（設立登記、税務など届出代行経費）

人材採用費（バイリンガルの人材等を雇用するために人材紹介会社に支払う経費）

#### ◆ 補助金額

補助対象経費の2分の1以内で、1社当たり500万円が上限

#### 5-4. ビジネスコンシェルジュ東京の相談実績

##### ○対応件数

H24.10.1～H25.4.30

(国別内訳)

国名	企業数	延べ対応件数
米国	44	118
インド	16	20
シンガポール	5	5
英国	3	5
フランス	2	3
アルゼンチン	4	4
マレーシア	2	3
オーストラリア	2	2
ニュージーランド	1	3
カナダ	8	8
スウェーデン	2	4
中国	3	4
韓国	10	10
ラトビア	1	7
インドネシア	1	1
ベトナム	1	1
ルクセンブルク	1	1
スイス	2	2
ドイツ	1	1
エストニア	1	9
エジプト	1	2
ポルトガル	1	1
台湾	1	2
合計	113	216

##### 【主な相談・問い合わせ内容】

- ・日本市場への参入方法を教えてほしい
- ・ビジネスパートナーを探している
- ・特区における減税措置について教えてほしい など